

議員提出第1号議案

大阪府議会委員会条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年11月20日

大阪府議会議長 土井達也様

提出者

大阪府議会議員	森和臣	原田亮
	肥後洋一朗	

賛成者

大阪府議会議員	河崎大樹	西林克敏
	角谷庄一	中谷恭典
	松浪武久	おきた浩之
	みよしかおる	中川誠太
	西川訓史	うらべ走馬
	藤村昌隆	中村広美

議員提出第1号議案

大阪府議会委員会条例一部改正の件

大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例

大阪府議会委員会条例（昭和三十二年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会の公開等)</p> <p>第十六条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第十七条 削除</p>	<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第十六条 議員は、委員会の会議を傍聴することができる。その他の傍聴人については、委員長が会議に諮つて決める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第十七条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

府議会の透明性をさらに高めることを目的として、議会運営委員会をこれまでの制限公開から全面公開とするため、現行条例の一部を改正するものである。